泉佐野市送迎保育ステーション事業

《なかよしステーション　ご利用のしおり》

泉佐野市こども部子育て支援課

1 送迎保育ステーション事業について

（1）事業内容

・泉佐野駅前の送迎保育ステーションで、朝、保護者から児童をお預かりし、専用車両で在籍する認定こども園等（以下「指定保育施設」という。）まで送り届けます。

・夕方、指定保育施設から専用車両で送迎保育ステーションまで児童を送り届け、送迎保育ステーションにて保護者にお渡しします。

（2）所在地　泉佐野市上町２丁目３－４

送迎保育ステーション（名称：なかよしステーション）

連絡先　090-1151-7177

■最寄りの地図

■建物写真

（3）利用定員

１５名

（4）対象児童

満１歳以上の健康等に支障がない児童で、保護者の通勤時間の状況により、指定保育施設の開設時間内に、保護者が保育施設へ送迎することが困難な場合にご利用いただけます。

※1号認定児童（教育標準時間認定児童）はご利用できませんのでご注意ください。

（５）送迎できる保育施設（指定保育施設一覧）

・私立認定こども園・・・なかよしこども園、あおいこども園
【R9.4.1開始予定】上之郷こども園、すえひろこども園

（６）開所時間

月曜日～金曜日
【※休業日：日曜日及び土曜日、国民の祝日、
１２月２９日から翌年の１月３日 、送迎を実施する指定保育施設の休園日】

朝　（送り時間）　午前７時３０分から午前９時３０分までの間の運行
夕方（迎え時間）　午後３時３０分から午後６時３０分までの間の運行
※朝または夕方の片方だけの利用も可能です。

（７）送迎保育スケジュール

時間		内容
朝	7:30～ 8:30	保護者が送迎保育ステーションに児童をお連れください。 ※ 当日の朝に利用をキャンセルする場合は 8:00 頃までに指定保育施設及び送迎ステーションへご連絡ください。 ※ 利用キャンセルの連絡がなく、送迎保育ステーションに登園がない場合、送迎保育ステーションから保護者に連絡をいたします。
	8:30 頃	送迎保育ステーションから指定保育施設に送迎バス出発 順次到着
日中	9:30 頃～ 16:00頃	指定保育施設にて保育 ※ 当日の夕方に利用をキャンセルする場合は 15:30 頃までに指定保育施設及び送迎ステーションにご連絡ください。
夕方	16:00頃～ 17:00頃～	指定保育施設から送迎保育ステーションへ児童をお送りします。 保護者が送迎保育ステーションにお迎えに来てください。
	～18:30	送迎バス到着後、最長 18:30 までお子さんをお預かりします

（８）利用料金　無料

２ 利用申込について

1. 利用申込みの前に、送迎保育ステーションの見学を行ってください。
2. 利用申込の際には、このご利用のしおりと利用に当たり同意書等をよくお読みいただき、送迎保育事業の内容について十分にご確認し、ご理解頂いたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。
3. 利用申込みは、利用を希望される月の前月10日までに子育て支援課保育係または、送迎保育ステーションで行ってください。

※ご不明な点やご確認したい点については、下記までお問合せください。
泉佐野市こども部子育て支援課保育係：電話　072-463-1212（内線 2382・2383）
送迎保育ステーション（名称：なかよしステーション）：電話　090-1151-7177

＜ご注意ください＞
申込書類の提出先は子育て支援課になります（送迎保育ステーションを経由して子育て支援課に提出することも可能ですが、提出期日に間に合うようご留意ください。）

※上記以外では受付を行っていないため、ご注意ください。

（1）申込書類
・送迎保育ステーション事業利用申込書
・同意書
・児童状況調査票

（2）申込受付期間
・利用開始希望月の前月10日まで（土曜日・日曜日等、市役所の閉庁日の場合はその前日）
（例：6月開始希望の場合は5月9日まで　※10日（土）の場合）

※新年度４月からの利用を希望される場合
【新規に利用を希望する方】
新年度の保育施設の入所申請受付期間内に送迎保育事業の利用申込をしてください。申し込みをいただいた方の中で送迎できる指定保育施設への入所が内定した場合のみ、送迎保育ステーション事業の利用の可否について審査を行います。

（３）≪送迎保育ステーション事業の利用申込みから利用開始までの流れ≫

スケジュール	内容
利用開始希望月 の前月10日まで	送迎保育ステーションの見学後、申込書類等を添えて、利用申込みを行ってください。 **（申込 子育て支援課または、送迎保育ステーション）** ⇩ 市で事業の利用について審査します。 ⇩
利用開始月の前月下旬 （指定保育施設への入所が可能な場合に限ります。） 利用開始月の前月末 （保育施設への入所が可能な場合に限ります。）	送迎保育ステーションにおいて、面接をさせていただきます。【面接希望日時を電話で予約してください。】 ⇩ 市より「事業利用承認通知書」をお送りします。 （利用不可の場合は「事業利用不承認通知書」をお送りします。 ⇩ 送迎保育ステーション事業利用開始 ⇩ 利用の変更、中止をしようとする時は、「事業利用変更届」「事業利用中止届」を提出してください。 **（提出先：子育て支援課または、送迎保育ステーション）**

※希望される指定保育施設への入所申込みも、併せて行う必要があります。

３ご利用にあたっての主な留意事項

1. 以下の場合は送迎保育ステーションをご利用いただくことができません
・慣らし保育期間中（慣らし保育の期間は保育施設によって異なりますので、入園を希望される保育施設へ事前にお問い合わせください）
・健康状態が悪い時
・行事や急な用事等で送迎時間に間に合わないとき
・土曜、日曜、祝日、年末年始、指定保育施設の休園日

2. 指定保育施設からのお願い事項

・送迎保育の利用にあたっては、保護者と在籍園のコミュニケーションの確保が重要になることから、指定保育施設の指定する方法で日頃から指定保育施設とコミュニケーションを取るようお願いします。

・指定保育施設と相談の上、原則として週1回程度、指定保育施設へ直接送迎してください。
・指定保育施設との連絡ノートを毎日ご提出ください。
・指定保育施設の行事や懇談会、個人面談などには参加してください。
・金銭等の授受は、指定保育施設へ直接行ってください。
・医療的な見地から児童が服薬を必要とする場合、保護者は指定保育施設に事前にご相談ください。
・指定保育施設を 体調不良等により 早退する 場合は 保護者が 直接 指定保育施設にお迎えをお願いします。

3. 送迎保育ステーションからのお願い事項
・申込みの前には、送迎保育ステーションの見学を行ってください。
・送迎保育ステーションでは、指定保育施設への取次ぎは行いませんので、指定保育施設への連絡は、保護者の方が直接指定保育施設へ行ってください。
・仕事の都合等によりお迎えが18時を過ぎる場合は、必ず送迎保育ステーションに連絡をしてください。
・お迎えの方が普段お迎えに来られる方と異なる場合は、送迎保育ステーションに事前に連絡をしてください。
・感染症等により指定保育施設をお休みされ、指定保育施設等が定める期間経過後に利用する場合、指定保育施設に提出される書類の写しを送迎保育ステーションで取らせていただきますので、ご了承ください。
・送迎保育ステーションでの投薬等の医療行為はできませんので、ご了承ください。

4. その他

・お休みをする場合は、保育施設と送迎保育ステーションの両方に連絡してください。また、保育施設に直接登園される場合は、送迎保育ステーションに連絡してください。

・申込み内容に変更がある場合は、所定の利用変更届を送迎保育ステーションへ提出してください。

4 台風・地震の警報発令時の対応について

・朝7時の時点で「泉佐野市」に「暴風警報」または「レベル3大雨警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」が発令されている場合は、送迎保育ステーションを臨時休業とします。

【参考：市内の認定こども園等の対応】

午前 7 時現在　発令中の場合	自 宅 待 機
午前 9 時現在　発令中の場合	臨 時 休 業
午前 9 時までに警報が解除された場合	通 常 保 育 （給食実施）

・「泉佐野市」において「震度5弱以上」また、「震度4以下」の場合であっても、朝7時の時点で「津波警報又は大津波警報」が発令されている場合は、送迎保育ステーションを臨時休業とします。登園後であれば降園又は避難所へ避難となります。

・送迎保育ステーションで児童をお預かりしている際に警報・特別警報が発令された場合は、送迎保育ステーションから保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。

・指定保育施設で児童をお預かりしている際は、指定保育施設から保護者に連絡しますので、直接、指定保育施設にお迎えをお願いします。

※注意報の発令であっても、天候等の状況によっては送迎バスを運行中止とする場合があります。その際は、送迎保育ステーションから保護者に連絡します。

5 送迎保育ステーション事業Q＆A

【利用申込等について】

Q：利用にあたり具体的な申込みの方法を教えてください。

A：申込書に必要事項を記入して、泉佐野市役所こども部子育て支援課保育係または送迎保育ステーションに提出してください。また、申込みにあたっては、事前に送迎保育ステーションをご見学いただく等、サービスの内容について十分ご理解いただきますようお願いいたします。

Q：利用許可はどのように決定されますか？

A：入所利用調整後に送迎保育ステーション利用希望者の決定を行います。
年度途中の利用の場合は、利用開始月の前月下旬に、送迎保育ステーションでの面接後、事業利用申込書をもとに審査決定します。
（※いずれも指定保育施設への入所が可能な場合に限ります。）

Q：送迎保育ステーションの利用についても選考はありますか？

A：送迎保育ステーションの利用申込が定員を上回る場合は、本市の「特定保育施設及び地域型保育事業入所判定基準」に準じて選考となる場合があり、選考結果によってはキャンセル待ちとなる場合があります。

Q：年度の途中でも利用申込は可能ですか？

A：年度途中の申込は可能です。原則、利用開始希望月の前月10日までに利用申込をしてください。ただし、既に送迎保育の定員を超過している場合等においては、利用できないこともあります。

Q：利用を中止する場合はどうすればいいですか？

A：送迎保育ステーションを通して、子育て支援課まで「事業利用中止届」を提出してください。

Q：住所変更など、当初の申請内容が変わる場合はどうすればいいですか？

A：送迎保育ステーションを通して、子育て支援課まで「事業利用変更届」を提出してください。

【利用日数・送迎時間等について】

Q：1日だけの送迎保育の利用はできますか？

A：申し訳ありませんが、送迎対象の指定保育施設に入園している児童で、継続的な利用が対象となりますので1日だけのご利用はできません。

Q：毎日の利用でない（例：週3～4回の利用）場合も、送迎保育ステーションを利用できますか？
A：利用可能ですが、事前に利用日を送迎保育ステーションと指定保育施設にお伝えください。ただし、毎週の利用回数が少ない方については、他の利用希望者との兼ね合いにより、利用できない場合もございますので、ご相談ください。

Q：送りと迎えのどちらか一方だけの送迎保育の利用もできますか？
A：保護者の方の仕事などの都合に合わせて、一方だけのご利用も可能です。
仕事などの都合に合わせて、どちらか一方だけを利用する場合は、その曜日や朝夕のどちらで送迎保育を利用するかなどを送迎保育ステーションと指定保育施設にお伝えください。

Q：送迎時間以外の時間でも送迎してもらえることはできますか？
A：複数の児童が利用するため、送迎時間以外での送迎を行うことはできません。

Q：送迎保育ステーションと指定保育施設の道中で、送迎車両に乗降りはできますか？
A：申し訳ありませんが、できません。

Q：送迎車両の発車時間に遅れ、間に合わない場合は、待ってもらえますか？
A：送迎車両の発車時間に遅れ、間に合わない場合は、保護者が指定保育施設に直接送迎をお願いすることになります。

Q：登園前の朝、児童が体調不良により急に、送迎保育ステーションを利用しなくなった場合の連絡はどのようにすればいいですか？
A：当日の利用をキャンセルする場合は、8時00分頃までに送迎保育ステーションに直接、連絡をお願いします。また、保護者から指定保育施設にも欠席連絡をし、送迎保育ステーションを利用しないことをご連絡ください。

Q：児童が発熱した等の理由で、指定保育施設から急にお迎えの連絡があった場合、送迎保育ステーションの利用は可能ですか？
A：申し訳ありませんが、体調不良の児童については送迎車両の利用ができないことから、保護者にて指定保育施設に直接、お迎えをお願いします。

Q：兄弟が別々の保育施設に通っていますが、別々の施設でも利用は可能ですか？
A：送迎先となる保育施設が指定保育施設であれば、別々の指定保育施設への送迎も可能です。

Q：送迎する保護者を変更する場合は、どうすればいいですか？
A：送迎保育ステーションまで、事前にご連絡ください。

【利用料金について】
Q：送迎保育ステーションの利用料金は？
A：利用料金は無料です。

Q：延長保育は実施していますか？
A：18時30分までの預かりとなり、それ以降の延長保育等は実施していません。

【利用対象児童について】
Q：送迎先の認定こども園に在籍する1号認定児童（教育標準時間認定児童）は、送迎保育ステーションを利用することはできますか？また、2号認定児童または3号認定児童（保育標準時間認定児童または保育短時間認定児童）から1号認定に変更した場合、2号・3号の認定時に利用していれば引き続き利用できますか？
A：利用できません。
送迎保育ステーションを利用できる児童は、満1歳児以上の2号認定児童または3号認定児童となりますので、1号認定児童は利用できません。

Q：翌月から保育の必要性が変更となり標準時間認定から短時間認定となりますが、送迎保育ステーションを継続して利用することはできますか？
A：継続して利用が可能です。
標準時間・短時間認定の区別なく2号3号認定を受けている児童が対象となります。

Q：泉佐野市外に住んでおり、広域利用で泉佐野市内の保育所・認定こども園等に通っている場合、送迎保育ステーションを利用することはできますか？
A：申し訳ありませんが、利用できません。
本事業は泉佐野市の待機児童の解消を目的としていることから他市町村において2号・3号認定を受けている場合は、送迎保育ステーションの利用はできません。

【送迎保育ステーションの駐車場・送迎車両の運行について】
Q：送迎保育ステーションへの送迎の際に利用できる駐車場はありますか？
A：送迎保育ステーション専用の駐車場には限りがありますので、お車でお越しの場合は、送迎保育ステーションへお問い合わせください。

Q：送迎車両には、保育士も添乗しますか？
A：運転手に加え、送迎保育ステーションの職員（保育士）が送迎バスに添乗します。

指定保育施設への引渡しと指定保育施設からの引受けを行います。
Q：送迎車両の安全性は？
A：送迎車両は、ワンボックス車を使用しています。車両には、チャイルドシート、車内の児童の見落としを防止するブザー装置を備えており、運転手に加えて保育士が同乗することにより、安全性の確保に努めています。なお、運行上、児童の安全が確保できない場合は、ご利用できないことがあります。

Q：送迎車両の乗車時間はどれくらいになりますか？
A：運行コースによって異なりますが、概ね20分程度となるよう調整に努めています。

【持ち物等について】
Q：自宅からお薬を持たせることはできますか？
A：医療的な見地からお薬の服用を必要とする場合は、指定保育施設に事前に相談の上、指示に従う必要がありますので、指定保育施設にご相談ください。

Q：インフルエンザなどの感染症が完治したことを証明する書類（医師の意見書等）は、送迎保育ステーションにも提出する必要がありますか？
A：指定保育施設に提出するものの写し（コピー）を送迎保育ステーションに提出してください。

Q：おやつを持たせることはできますか？
A：送迎保育ステーション及び送迎車両の中では、基本的におやつ等を提供することはないため、おやつ等の食べ物は持たせないでください。
場合により、送迎保育ステーションにておやつを提供する場合に備え、アレルギー等がある場合は、保護者の責任のもと、事業利用申込書等にその旨を必ず記載するほか、送迎保育ステーション職員との面談時に必ず伝達するよう、ご協力をお願いします。

Q：送迎保育ステーションでは、指定保育施設の集金（現金）の取次はできますか？
A：送迎保育ステーションでは、指定保育施設の集金（現金）の取次は行えませんので、直接、園へ、ご持参くださいますようお願いします。

Q:指定保育施設での忘れ物や使用する荷物を送迎保育ステーションに預けておくことはできますか？
A：送迎保育ステーションには、お荷物をお預かりする設備はございませんので、お預かりすることはできません。